

2014 年 5 月 29 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—中国（上海）自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 328 号 ）

中国人民銀行上海本部、 自由貿易口座の実施細則を公布 改革のメリット享受にはなお時間

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行上海本部は、2014 年 5 月 21 日付で『「中国（上海）自由貿易試験区分離記帳勘定業務実施細則（試行）」および「中国（上海）自由貿易試験区分離記帳勘定業務リスクプルーフ管理細則（試行）」の印刷・配布に関する通達』（銀総部発[2014]46 号、以下『46 号通達』という）を公布しました。中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）内の企業や国外企業は、国外との自由な資金移動を可能とする「自由貿易口座（FTA 口座）」を開設できるようになります。

中国人民銀行は 2013 年 12 月 2 日、『金融による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する意見』（銀発[2013]244 号、以下『意見』という）を公布。自由貿易口座を新たに導入し、これを一種のオフショア口座として通常の口座と切り離して管理することにより、「第一線（国外と上海自由貿易区の境目）」における資金移動の自由化を図る方針を明記しました。『46 号通達』は、この『意見』を受けて公布された自由貿易口座の取扱に関する実施細則です。

ただ、『46 号通達』は「“先に人民元、後に外貨”の原則に基づき自由貿易口座業務を推進する。人民元から始まって、条件が成熟したときに外貨へと拡大する。上述の細則発布の 6 カ月後、人民銀行および外貨管理局は分離記帳勘定業務の状況に対して評価を行い、時期を選んで外貨業務を開始する」（第 5 条）と明記しています。そのため、従来の口座でも両替可能な經常取引や直接投資に係る一部業務を除き、『46 号通達』付属文書の「中国（上海）自由貿易試験区分離記帳勘定業務実施細則（試行）」（以下『実施細則』という）が規定する自由貿易口座は当面、人民元のための取扱となります。また、自由貿易口座は『意見』第 3 章が盛り込んだ投融資の革新業務（区内個人による国外証券投資や国外個人による国内証券投資など）を取り扱える（『実施細則』第 2 条）としていながらも、その取扱規定については「中国人民銀行上海本部が“一項目が成熟したら、一項目を推し進める”原則に基づき関連部門と別途制定する」（第 32 条）としています。自由貿易口座のメリットを享受できるようになるには、なおしばらく時間が掛かりそうです。

以下、『実施細則』が盛り込んだ自由貿易口座の取扱規定を解説します。

□ 主体別に 5 種類の口座を規定

『実施細則』によると、自由貿易口座は開設主体別に「区内機構自由貿易口座（FTE 口座）」「国外機構自由貿易口座（FTN 口座）」「区内個人自由貿易口座（FTI 口座）」「区内国外個人自由貿易口座（FTF 口座）」「ポストロ自由貿易口座（FTU 口座）」に分けられます（『実施細則』第 15 条、第 16 条）。このうち「FTN 口座」と「FTF 口座」は、必ず上海自由貿易区内にある金融機関で開設する必要があります（図表 1 参照）。

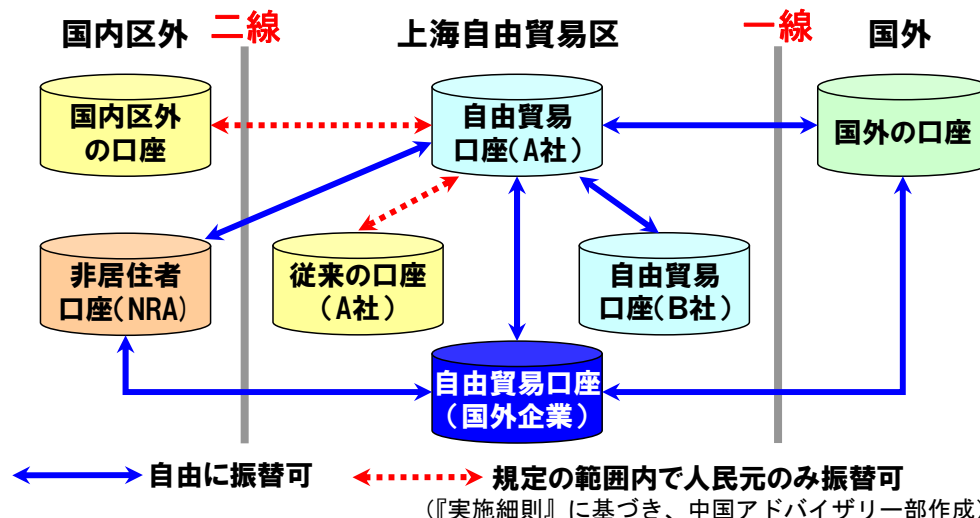
【図表 1】自由貿易口座の種類と開設主体

口座種類	コード	開設可能な主体	開設場所等
区内機構 自由貿易口座	FTE	✓ 区内で設立した企業（法人・非法人） ✓ 国外機構の駐在機構 ✓ 区内で登録した個人工商業者	分離記帳勘定ユニットを構築済の上海市の金融機関
国外機構 自由貿易口座	FTN	国外（香港・マカオ・台湾を含む）で登録・設立した法人・その他組織	分離記帳勘定ユニットを構築済の上海自由貿易区内の金融機関
区内個人 自由貿易口座	FTI	区内で勤務し、その勤務単位が1年以上の所得税を源泉徴収納付している中国公民	分離記帳勘定ユニットを構築済の上海市の金融機関
区内国外個人 自由貿易口座	FTF	国外の身分証を有し、区内で1年以上勤務し、中国国内の就業許可証を有する国外自然人（香港・マカオ・台湾を含む）	分離記帳勘定ユニットを構築済の上海自由貿易区内の金融機関
ポストロ 自由貿易口座	FTU	✓ 分離記帳勘定ユニットを構築済の上海市の金融機関 ✓ 国外の金融機関	（銀行間決済に使用）

(『実施細則』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

区内企業・国外企業がそれぞれ開設できる「FTE 口座」と「FTN 口座」は、国外口座、国内非居住者口座（NRA 口座）、他の自由貿易口座との間で自由に資金を振り替えることができます（『実施細則』第 17 条、

【図表 2】 FTA 口座を使った資金移動



（『実施細則』に基づき、中国アドバイザリー部作成）

両口座と国内（区内を
含む）の従来口座との間の資金移動は人民元のみに限られ、クロスボーダーの資金移動として管理され
ます（第 18 条）。このうち、両口座と同一名義の従来口座との間の資金移動については、①経常項目、

②上海市の銀行が実行した人民元貸付の償還（その企業自身の名義による借入で存続期間が6カ月を超える場合に限定、貸付銀行で開設する同一名義口座に直接振り込む）、③実業投資（新設投資、合併・買収、増資等）、④中国人民銀行上海本部が規定するその他のクロスボーダー取引、に係る人民元による振替に限られます（第20条）。

【図表3】『意見』の投融資革新業務

自由貿易口座では、經常取引と直接投資に係るクロスボーダー資金の決済と元転・外貨転を行うことができます（第14条、第23条）。投融資の革新業務についても実需に基づき自由に兌換できるとしていますが、その実施は中国人民銀行上海本部や他の関連部門が実施規定を制定した後になります。

- ✓ 個人による国外投資（証券投資等）の実行
- ✓ 国外個人による国内投資（証券投資等）の実行
- ✓ 区内企業による証券取引・先物取引への参入
- ✓ 区内企業の親会社による国内での人民元債券の発行
- ✓ 区内企業による経営の必要に基づく外債借入
- ✓ 真実の通貨種類・期限に対応する多様なリスクヘッジ手段の提供
- ✓ 区内企業による国外証券投資やデリバティブ投資の実行

（『意見』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

なお、自由貿易口座は現金の取扱ができません（第25条）。また、自由貿易口座内の資金は暫定的に、現行の外債管理に組み入れないとしています（第24条）。

□ 口座は別勘定で管理

自由貿易口座は、上海自由貿易区専用の勘定系システム「分離記帳勘定ユニット（Free Trade Accounting Unit、自由貿易勘定ユニット）」上で従来の銀行口座と勘定を分けて独立管理されます（『規定』第4条）。上海市の金融機関は「分離記帳勘定ユニット」を開発し、中国人民銀行上海本部のネットワークシステムと接続することにより、自由貿易口座の取扱が可能になります（第9条）。実際のサービス提供開始は、各金融機関が中国人民銀行上海本部によるシステム検収に合格した後となります（『通達』第2条）。

『実施細則』は、「分離記帳勘定ユニット」が取り扱う業務について、金融機関に対する「標示分類設置、分離記帳勘定、独立報告表作成、特別報告、自己バランス」の原則要求を明記しています（第11条）。これは、①自由貿易口座に3ケタの前置コード（FTEやFTNなどのこと）を付けて従来の口座と区別し、②自由貿易口座を独立した勘定科目体系において取り扱い、③「分離記帳勘定ユニット」で独立した報告表を作成し、④「分離記帳勘定ユニット」の業務発展計画やリスク事項について専門の報告を作成し、⑤「分離記帳勘定ユニット」で発生したオープンポジションについて自己でバランスを取ること、を意味しています。このうち⑤について、金融機関は自由貿易口座で発生したオープンポジションについて上海自由貿易区内か国外でカバーヘッジしなければならないとしています（第12条）。

＊

『46号通達』の詳細については、4ページからの日本語仮訳および13ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

(日本語仮訳)

中国人民銀行上海本部

銀総部発[2014]46号

「中国（上海）自由貿易試験区分離記帳勘定業務実施細則（試行）」および
「中国（上海）自由貿易試験区分離記帳勘定業務リスクプルーデンス管理細則（試行）」
の印刷・配布に関する通達

国家開発銀行・各政策性銀行・国有商業銀行・株式制商業銀行・中国郵政貯蓄銀行上海（市）分行、交通銀行・上海浦東発展銀行・上海銀行・上海農村商業銀行、その他の都市商業銀行上海分行、上海市の各外資銀行、上海市の各非銀行金融機関：

『中国人民銀行の金融による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する意見』（銀発[2013]244号、以下『意見』という）に基づき、中国人民銀行総行の批准を経て、ここに『中国（上海）自由貿易試験区分離記帳勘定業務実施細則（試行）』および『中国（上海）自由貿易試験区分離記帳勘定業務リスクプルーデンス管理細則（試行）』を印刷・配布し、合わせて関連事項について以下のように通知する。遵守執行されたい。

- 1、 文書発布の日より、上海市金融機関は上述の 2 細則の要求に基づき、試験区分離記帳勘定管理制度の建設業務を開始し、合わせてプルーデンス合格標準に基づき自己評価および専門評価を展開することができる。専門評価の合格を経た後、当本部にシステム接続の書面申請を提出することができる。
- 2、 システムは、テスト・検収の合格を経た後、自由貿易口座関連の金融サービスを提供することができる。
- 3、 試験区で展開する『意見』第 3 部分の投融資為替業務においてその他の関連部門の業務に係わる場合、当本部は「一項目が成熟したら、一項目を推し進める」原則に基づき、各関連部門がそれぞれ相応の具体的な実施細則を制定し、自由貿易口座を十分に利用して推進することを支持する。
- 4、 分離記帳勘定業務に係わるデータ統計は、当本部がオペレーション規程を別途制定する。
- 5、 「先に人民元、後に外貨」の原則に基づき自由貿易口座業務を推進する。人民元から始まって、条件が成熟したときに外貨へと拡大する。上述の細則発布の 6 カ月後、人民銀行および外貨管理局は分離記帳勘定業務の状況に対して評価を行い、時期を選んで外貨業務を開始する。

特にここに通知する。

- 付属文書：1. 中国（上海）自由貿易試験区分離記帳勘定業務実施細則（試行）
2. 中国（上海）自由貿易試験区分離記帳勘定業務リスクプルーデンス管理細則（試行）〔略〕

中国人民銀行上海本部

2014 年 5 月 21 日

付属文書 1

中国（上海）自由貿易試験区分離記帳勘定業務実施細則（試行）

第 1 章 総則

第1条 中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」という）の建設を支持するため、『中国人民銀行の金融による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する意見』（銀発[2013]244号、以下『意見』という）および関連規定に基づき、本細則を制定する。

中国人民銀行上海本部（中国人民銀行上海分行および国家外貨管理局上海市分局を含む、以下同）は、権利・責任一致の原則に基づき試験区分離記帳勘定ユニット業務管理の業務メカニズムおよび職責分担を完備化し、人民元・外貨の協調監督管理メカニズムを構築する。

第2条 上海市金融機関が展開する試験区の分離記帳勘定業務は、本細則を適用する。

金融機関とは、中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会、中国证券监督管理委员会および中国保険監督管理委員会の批准を経て、中国国内で設立し金融業務に従事する金融機関を指す。

試験区分離記帳勘定業務とは、上海市金融機関が『意見』に基づき分離記帳勘定ユニットを設置し、合わせて自由貿易口座を通じて区内主体のために提供する『意見』第3部分の投融資革新等の関連業務、ならびに参入前国民待遇の原則に基づき国外機構のために提供する関連金融サービスを指す。

第3条 区内主体には、区内機構、区内個人および区内国外個人を含む。

区内機構とは、1. 試験区内で法に基づき設立した企業（法人および非法人を含む）、2. 国外機構の駐試験区内機構。

区内個人とは、試験区内で勤務し、合わせてその区内勤務単位が中国税務機関に1年以上の所得税を源泉徴収納付している中国公民を指す。

区内国外個人とは、国外の身分証を所持し、試験区内で1年以上勤務し、中国国内の就業許可証を所持する国外（香港・マカオ・台湾地区を含む）自然人を指す。

国外機構とは、国外（香港・マカオ・台湾地区を含む）で登録・設立した法人およびその他の組織を指す。

区内機構自由貿易口座および国外機構自由貿易口座を合わせて機構自由貿易口座という。区内個人自由貿易口座および区内国外個人自由貿易口座を合わせて個人自由貿易口座という。

第4条 本細則がいう試験区分離記帳勘定ユニットとは、上海市金融機関が試験区分離記帳勘定ユニットを展開するために、その市の一級機構内部に構築する自由貿易専用帳簿勘定体系（FTU-Free Trade Accounting Unit）を指し、合わせて相応のメカニズムを構築し金融機関のその他の業務との分離勘定を実現する。

第5条 本細則がいう自由貿易口座とは、金融機関が顧客の必要に基づき試験区分離記帳勘定ユニットで開設する統一規則の人民元・外貨口座を指す。

中国人民銀行上海本部は、リスクプルーデンス管理の必要に基づき、自由貿易口座における特定のハイリスク業務に対してサブ口座方式の専用口座管理モデルを採用して相応の管理目標を実現する。

第6条 中国人民銀行上海本部は、自由貿易口座と国外口座、国内区外の非居住者機構口座、および自由貿易口座との間の資金流動に対してマクロプルーデンスの原則に基づき管理を実施する。自由貿易口座と国内（区内を含む）のその他の銀行決済口座との間の資金流動に対して限定浸透プラス厳格管理の原則に基づきクロスボーダー業務に基づき管理を実施する。

上海市金融機関は、「業務を理解する、顧客を理解する、ならびにデューデリジェンス」の業務展開3原則（以下「業務展開3原則」という）の要求に基づき、口座の資金流動に対して相応の審査を行わなければならない。

第2章 分離記帳勘定の管理

第7条 中国人民銀行上海本部は、試験区の発展およびリスク管理の必要に基づき、上海市金融機関による分離記帳勘定業務の展開を指導する。

第8条 上海市金融機関は、中国人民銀行上海本部が発布する『中国（上海）自由貿易試験区分離記帳勘定業務リスクプルーデンス管理細則（試行）』に基づき相応の内部リスクコントロールおよび分離記帳勘定管理メカニズムを構築しなければならない。

第9条 金融機関は、上海市級機構を単位として、中国人民銀行上海本部のネットワークシステムに接続し、合わせて人民銀行および外貨管理の関連規定に基づき関連業務情報を報告しなければな

らない。

中国人民銀行上海本部は、金融機関のシステム接続に対する検収の組織に責任を負う。

第10条 同一金融機関の上海市（試験区を含む）の各経営拠点が区内主体および国外機構のために行う分離記帳勘定業務は、その市級機構の対応する分離記帳勘定ユニットに組み入れて単独勘定を行わなければならない、その他の業務と混同してはならない。

第11条 上海市級金融機構は、「標示分類設置、分離記帳勘定、独立報告表作成、特別報告、自己バランス」の要求に基づき試験区分離記帳勘定業務を展開しなければならない。

- (1) 標示分類設置。金融機関は、試験区分離記帳勘定ユニットにおいて区内主体および国外機構のために自由貿易口座を開設する。すべての自由貿易口座の口座番号には、必ず相応の前綴り同期標示を追加しなければならない。
- (2) 分離記帳勘定。金融機関は、独立の勘定科目体系を構築し、分離記帳勘定業務および資金とその他の業務および資金との分離勘定を確保しなければならない。金融機関が自由貿易口座のために人民元・外貨資金の出金、清算、兌換、入金等の業務を行うとき、口座の前綴り標示が業務フローにおける全過程の体现を確保しなければならない。
金融機関の試験区分離記帳勘定ユニット自身の各種金融および資金業務も、必ず分離記帳勘定管理に組み入れなければならない。
- (3) 独立報告表作成。金融機関は、分離記帳勘定業務に対して独立の損益表、資金の出所・運用表および業務状況表等の報告表を編成し、国内で登録した会計士事務所を招いて監査を行わなければならない。各種報告表は、毎会計年度終了後 3 カ月以内に中国人民銀行上海本部に報告しなければならない。
- (4) 特別報告。金融機関は、分離記帳勘定業務の発展計画、発生する可能性のあるリスク要素および重大事項等について、中国人民銀行上海本部に特別報告しなければならない。
- (5) 自己バランス。金融機関は、自己バランスの原則に基づき分離記帳勘定業務に対して管理を行い、合わせて資金、オープンポジション、レバレッジ率、流動性およびリスクコントロール等の市場化オペレーション管理の内部業務管理フローならびに相応の応急計画を構築しなければならない。

第12条 金融機関の試験区分離記帳勘定ユニットで自由貿易口座に提供する兌換サービスにより発生した人民元・外貨オープンポジションは、区内もしくは国外でカバーヘッジを行わなければならない。

金融機関の試験区分離記帳勘定ユニットが吸収する自由貿易口座外貨資金の残高は、清算の必

要により必ず国内金融機関に留保しなければならない場合を除き、国内金融機関に留保してはならない。清算の必要により必ず国内金融機関に留保する場合、当該清算口座を開設した金融機関の外債管理に組み入れる。

第13条 金融機関の試験区分離記帳勘定ユニットは、内部連絡往来の方式を通じてその国内法人機構に人民元清算専用口座を開設し、システム内およびシステム間の清算に用いることができる。当該口座の日常管理は、以下の条件を満たさなければならない。

- (1) FTU 清算口座の当日末残高 $\leq$ 当日の清算収支純受取額の 10% $\times$ マクロプルーデンス調節パラメーター、
- (2) FTU 清算口座の月内の当日末残高累計純額 $\leq$ 10 億人民元、
- (3) FTU 清算口座の月ごとの当日末残高累計 $\leq$ 0、

マクロプルーデンス調節パラメーターは、中国人民銀行上海本部が制定し、合わせて資金流動およびリスクプルーデンス管理の必要に基づき調整を行うことができる。

第3章 自由貿易口座管理

第14条 自由貿易口座は、経常項目および直接投資項目のクロスボーダー資金決済を行うことができる。

区内主体および分離記帳勘定ユニットを設置している金融機関は、自由貿易口座の開設を通じて、規定に基づき『意見』第3部分の投融資為替革新および関連業務を展開することができる。

中国人民銀行上海本部は、業務の展開状況に基づき口座の使用条件を調整することができる。

第15条 金融機関は、試験区分離記帳勘定ユニットにおいて本細則第3条が列挙する機構のために相応の自由貿易口座を開設することができる。

- (1) 区内機構自由貿易口座。適用対象は区内機構および試験区内に登録している個人工商業者。口座番号の前綴り標示は「FTE」とする。
- (2) 国外機構自由貿易口座。適用対象は国外企業で、区内の金融機関でのみ開設することができる。口座番号の前綴り標示は「FTN」とする。
- (3) ポストロ自由貿易口座。適用対象はその他の金融機関の試験区分離記帳勘定ユニットおよび国外金融機関。口座番号の前綴り標示は「FTU」とする。

本細則の規定を除き、上述の口座は『人民元銀行決済口座管理弁法』、『国外機構人民元銀行決

済口座管理弁法』等の規定を参照して管理する。

第16条 金融機関は、試験区分離記帳勘定ユニットにおいて本細則第3条が列挙する個人のために相応の自由貿易口座を開設することができる。

- (1) 区内個人自由貿易口座。口座番号の前綴り標示は「FTI」とする。
- (2) 区内国外個人自由貿易口座。区内の金融機関でのみ開設することができる。口座番号の前綴り標示は「FTF」とする。

本細則の規定を除き、上述の口座は人民銀行および外貨管理の関連規定に基づき管理する。

第17条 金融機関は、受取・支払指図により各種機構の自由貿易口座と国外口座、国内区外の非居住機構口座、ならびに自由貿易口座間の資金振替を行うことができる。受取・支払指図の要素は、情報報告関連要求を満たしていなければならない。

第18条 機構自由貿易口座と国内（区外を含む）機構の非自由貿易口座との間で発生する資金振替（同一名義口座を含む）は、人民元で行わなければならない、合わせてクロスボーダー業務とみなして管理し、金融機関は業務展開3原則の要求に基づき相応の真実性審査を行わなければならない。

第19条 金融機関は、区内機構自由貿易口座、国外機構自由貿易口座、国内個人自由貿易口座、区内国外個人自由貿易口座のために国内支払業務を行うとき、送金付記においてそれぞれ「区内機構FT口座払出」、「国外機構FT口座払出」、「区内個人FT口座払出」、「区内国外個人FT口座払出」と注記しなければならない、受け取る金融機関は業務に対して審査を行った後に入金手続を行うことができる。

第20条 同一名義の非金融機関自由貿易口座とそれが開設する国内のその他の銀行決済口座との間は、以下の業務に係る人民元資金の振替を行うことができる。

- (1) 経常項目業務。
- (2) 自身の名義かつ存続期間が6カ月（6カ月を含まず）を超える上海市銀行業金融機関が実行した人民元貸付の償還、貸付償還の資金は必ず貸付銀行で開設する同一名義口座に直接振り込まなければならない。
- (3) 新設投資、合併・買収投資、増資等の実業投資。
- (4) 中国人民銀行上海本部が規定するその他のクロスボーダー取引。

口座開設金融機関は、上述の国内口座間の資金振替に対して相応の業務真実性審査を行わなければならない。

中国人民銀行上海本部は、上述の資金振替業務に対して抜取検査を行うことができ、合わせて必要に基づき上述の資金振替の条件に対して調整を行うことができる。

第21条 機構自由貿易口座は、電子商業手形を使用することができる。銀行業金融機関は、自由貿易口座が振出および譲渡する電子商業手形に対して相応の審査を行わなければならない。

機構自由貿易口座の紙ベースの手形およびその使用については、別途規定する。

第22条 金融機関は、中国人民銀行の支払清算システムもしくは同一都市総合支払システムを通じて自由貿易口座の銀行間の人民元資金受取・支払を行い、合わせて口座番号前綴り標示の全過程の体现を確保しなければならない。外貨管理に係わる場合、外貨管理関連規定を参照して行う。

第23条 すでに兌換可能を実現している業務（経常項目および直接投資関連業務を含む）、自由貿易口座内の資金は、自由に兌換することができる。『意見』第3部分の投融资革新業務について、自由貿易口座内の資金は実際の業務需要に基づき兌換を行うことができる。特定のハイリスク業務に係わる自由貿易口座内の資金は、中国人民銀行上海本部の関連細則が規定する条件に基づき兌換を行わなければならない。

第24条 自由貿易口座内の資金残高は、暫定的に現行の外債管理に組み入れない。

第25条 自由貿易口座は、現金業務を行ってはならない。

第26条 区内個人および区内国外個人が自由貿易口座を通じて行う『意見』第3部分が規定する投融资為替および関連業務に係わる資金振替は、中国人民銀行上海本部が制定する関連業務規定に基づき手続を行う。

第27条 中国外貨取引センター、上海清算所等の機構は、試験区内および国外に提供する各種クロスボーダー金融取引および清算・決済サービスの認可取得後、中国人民銀行上海本部のシステムを通じて関連情報を報告しなければならない。

第4章 監督管理

第28条 金融機関は、中国人民銀行上海本部の関連規定に基づき自由貿易口座の情報を報告しなければ

ならない。自由貿易口座で発生した国際収支は、国際収支統計申告の要求に基づき申告を行わなければならない。自由貿易口座の情報は、中国人民銀行上海本部の要求に基づき外貨管理情報システムにも報告しなければならない。

第29条 金融機関が行う試験区分離記帳勘定業務は、真剣にアンチ・マネーロンダリング、アンチ・テロ融資および反租税回避関連規定を執行し、必要な審査の職責を適切に履行しなければならない。

第30条 中国人民銀行上海本部は、金融機関の試験区分離記帳勘定業務に対してオフサイト・モニタリングおよび立入検査を行うことに責任を負う。重大なリスク事件が発生した場合、または深刻な違法・規定違反行為が発生した場合、試験区分離記帳勘定業務を一時停止もしくは取り消し、合わせてその上海地区市級機構および関連責任者に対して法に基づき責任を追及することができる。

第31条 中国人民銀行上海本部は、金融マクロプルーデンス管理の必要に基づき、金融機関が展開する試験区分離記帳勘定業務の範囲に対して調整を行うことができる。

第5章 附則

第32条 試験区で展開する『意見』第3部分の投融資為替の利便化業務は、中国人民銀行上海本部が「一項目が成熟したら、一項目を推し進める」原則に基づき関連部門と別途制定する。

試験区で展開する『意見』第3部分の投融資為替の利便化業務においてその他の関連部門の業務に係わる場合、中国人民銀行上海本部は各関連部門がそれぞれ相応の具体的な実施細則を制定し、自由貿易口座を十分に利用して推進することを支持する。

第33条 中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会、中国证券监督管理委员会および中国保険监督管理委员会の批准を経て上海市非銀行金融機関が行う試験区分離記帳勘定業務は、本細則を参照・適用する。

第34条 本細則は、中国人民銀行上海本部が解釈に責任を負う。

第35条 本細則は、発布の日より施行する。

(中国語原文)

中国人民银行上海总部

银总部发〔2014〕46号

**关于印发《中国（上海）自由贸易试验区分账核算业务实施细则（试行）》和
《中国（上海）自由贸易试验区分账核算业务风险审慎管理细则（试行）》的通知**

国家开发银行、各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行、中国邮政储蓄银行上海（市）分行；交通银行、上海浦东发展银行、上海银行、上海农商银行；其他城市商业银行上海分行；上海市各外资银行；上海市各非银行金融机构：

根据《中国人民银行关于金融支持中国（上海）自由贸易试验区建设的意见》（银发〔2013〕244号，以下简称《意见》），经中国人民银行总行批准，现将《中国（上海）自由贸易试验区分账核算业务实施细则（试行）》和《中国（上海）自由贸易试验区分账核算业务风险审慎管理细则（试行）》印发给你们，并就有关事项通知如下，请遵照执行。

- 一、 自发文之日起，上海市金融机构可按上述两细则要求，启动试验区分账核算管理制度的建设工作，并按照审慎合格标准开展自评估和专业评估。经专业评估合格后，可向我总部提出系统接入的书面申请。
- 二、 系统经测试验收合格后，可提供自由贸易账户相关金融服务。
- 三、 试验区开展《意见》第三部分投融资汇兑业务中涉及到其他相关部门业务的，我总部将根据“成熟一项、推出一项”的原则，支持各有关部门分别制订相应的具体实施细则，充分利用自由贸易账户予以推进。
- 四、 分账核算业务所涉数据统计，由我总部另行制定操作规程。
- 五、 根据“先本币、后外币”的原则推进自由贸易账户业务。从本币起步，条件成熟时扩展到外币。上述细则发布六个月后，由人民银行和外汇局对分账核算业务情况进行评估，择机启动外币业务。

特此通知。

附件：1.中国（上海）自由贸易试验区分账核算业务实施细则（试行）

2.中国（上海）自由贸易试验区分账核算业务风险审慎管理细则（试行）〔略〕

中国人民银行上海总部

2014年5月21日

附件 1:

中国（上海）自由贸易试验区分账核算业务实施细则（试行）

第一章 总 则

第一条 为支持中国（上海）自由贸易试验区（以下简称“试验区”）建设，根据《中国人民银行关于金融支持中国（上海）自由贸易试验区建设的意见》（银发〔2013〕244 号，以下简称《意见》）及有关规定，制定本细则。

中国人民银行上海总部（含中国人民银行上海分行和国家外汇管理局上海市分局，下同）根据权责一致原则完善试验区分账核算业务管理的工作机制和职责分工，建立本外币协调监管机制。

第二条 上海市金融机构开展试验区分账核算业务适用本细则。

金融机构是指经中国人民银行、中国银行业监督管理委员会、中国证券监督管理委员会和中国保险监督管理委员会批准，在中国境内设立并从事金融业务的金融机构。

试验区分账核算业务是指上海市金融机构依据《意见》设立分账核算单元，并通过自由贸易账户为区内主体提供《意见》第三部分的投融资创新等相关业务，以及按准入前国民待遇原则为境外机构提供的相关金融服务。

第三条 区内主体包括区内机构、区内个人以及区内境外个人。

区内机构是指：1. 在试验区内依法成立的企业（包括法人和非法人）；2. 境外机构驻试验区内机构。

区内个人是指在试验区内工作，并由其区内工作单位向中国税务机关代扣代缴一年以上所得税的中国公民。

区内境外个人是指持有境外身份证件、在试验区内工作一年以上、持有中国境内就业许可证的境外（含港、澳、台地区）自然人。

境外机构是指在境外（含港、澳、台地区）注册成立的法人和其他组织。

区内机构自由贸易账户和境外机构自由贸易账户合称为机构自由贸易账户；区内个人自由贸易账户和区内境外个人自由贸易账户合称为个人自由贸易账户。

第四条 本细则所称的试验区分账核算单元是指上海市金融机构为开展试验区分账核算业务，在其市一级机构内部建立的自由贸易专用账务核算体系——（FTU-Free Trade Accounting Unit），并建立相应的机制实现与金融机构其他业务分开核算。

第五条 本细则所称的自由贸易账户是金融机构根据客户需要在试验区分账核算单元开立的规则统一的本外币账户。

中国人民银行上海总部可根据风险审慎管理需要，在自由贸易账户中对特定高风险业务采用子账户方式的专户管理模式实现相应的管理目标。

第六条 中国人民银行上海总部对自由贸易账户与境外账户、境内区外的非居民机构账户，以及自由贸易账户之间的资金流动按宏观审慎原则实施管理；对自由贸易账户与境内（含区内）其他银行结算账户之间的资金流动根据有限渗透加严格管理的原则按跨境业务实施管理。

上海市金融机构应按“了解业务、了解客户以及尽职调查”的展业三原则（以下简称展业三原则）要求对账户资金流动进行相应的审核。

第二章 分账核算管理

第七条 中国人民银行上海总部根据试验区发展和风险管理需要，指导上海市金融机构开展分账核算业务。

第八条 上海市金融机构应按中国人民银行上海总部发布的《中国（上海）自由贸易试验区分账核算业务风险审慎管理细则（试行）》建立相应的内部风险控制和分账核算管理机制。

第九条 金融机构应以上海市级机构为单位，接入中国人民银行上海总部的网络系统，并按人民银行和外汇管理有关规定报送相关业务信息。

中国人民银行上海总部负责组织对金融机构系统接入的验收。

第十条 同一金融机构的上海市（包括试验区）各经营网点为区内主体以及境外机构办理的分账核算业务，应纳入其市级机构对应的分账核算单元进行单独核算，不得与其他业务混同。

第十一条 上海市级金融机构应当按照“标识分设、分账核算、独立出表、专项报告、自求平衡”的要求开展试验区分账核算业务。

- (一) 标识分设。金融机构应在试验区分账核算单元中为区内主体及境外机构开立自由贸易账户。所有自由贸易账户的账号必须加相应的前缀同步标识。
- (二) 分账核算。金融机构应建立独立的核算科目体系，确保分账核算业务及资金与其它业务及资金分开核算。金融机构在为自由贸易账户办理本外币资金的出账、清算、兑换、入账等业务时，应确保账户前缀标识在业务流程中全程体现。
金融机构试验区分账核算单元自身的各项金融及资金业务也必须纳入分账核算管理。
- (三) 独立出表。金融机构应对分账核算业务编制独立的损益表、资金来源运用表以及业务状况表等报表，并聘请在境内注册的会计师事务所进行审计。各类报表应于每个会计年度结束后 3 个月内上报中国人民银行上海总部。
- (四) 专项报告。金融机构应对分账核算业务发展规划、可能发生的风险隐患以及重大事项等向中国人民银行上海总部专项报告。
- (五) 自求平衡。金融机构应按自求平衡原则对分账核算业务进行管理，并建立资金、敞口、杠杆率、流动性和风险控制等市场化运作管理的内部业务管理流程，以及相应的应急预案。

第十二条 金融机构试验区分账核算单元因向自由贸易账户提供兑换服务而产生的本外币头寸应在区内或境外进行平盘。

金融机构试验区分账核算单元吸收的自由贸易账户外币资金余额，除因清算需要必须存放境内金融机构的，不得存放境内金融机构。如因清算需要存放境内金融机构的，纳入该清算账户开户金融机构的外债管理。

第十三条 金融机构试验区分账核算单元可以通过内部联行往来的方式在其境内法人机构开立人民币清算专用账户，用于系统内及跨系统清算。该账户的日常管理应满足以下条件：

- (一) FTU 清算账户日末余额 $\leq$ 该日清算收支净收额的 10%*宏观审慎调节参数；
- (二) FTU 清算账户月内日终累计净额 $\leq$ 10 亿元人民币；
- (三) FTU 清算账户按月的日余额累计 $\leq$ 0。

宏观审慎调节参数由中国人民银行上海总部制定，并可根据资金流动及风险审慎管理需要进行调整。

第三章 自由贸易账户管理

第十四条 自由贸易账户可办理经常项下和直接投资项下的跨境资金结算。

区内主体以及设立分账核算单元的金融机构可通过开立自由贸易账户，按规定开展《意见》第三部分的投融资汇兑创新及相关业务。

中国人民银行上海总部可根据业务开展情况调整账户使用条件。

第十五条 金融机构可以在试验区分账核算单元中为本细则第三条所列的机构开立相应的自由贸易账户。

- (一) 区内机构自由贸易账户。适用对象为区内机构和在试验区内注册的个体工商户。账号前缀标识为“FTE”。
- (二) 境外机构自由贸易账户。适用对象为境外机构，只能开立在区内金融机构。账号前缀标识为“FTN”。
- (三) 同业机构自由贸易账户。适用对象为其他金融机构的试验区分账核算单元和境外金融机构。账号前缀标识为“FTU”。

除本细则规定外，上述账户参照《人民币银行结算账户管理办法》、《境外机构人民币银行结算账户管理办法》等规定管理。

第十六条 金融机构可以在试验区分账核算单元中为本细则第三条所列的个人开立相应的自由贸易账户。

- (一) 区内个人自由贸易账户。账号前缀标识为“FTI”。
- (二) 区内境外个人自由贸易账户。只能开立在区内金融机构。账号前缀标识为“FTF”。

除本细则规定外，上述账户参照人民银行和外汇管理有关规定管理。

第十七条 金融机构可凭收付款指令办理各类机构自由贸易账户与境外账户、境内区外的非居民机构账户，以及自由贸易账户之间的资金划转。收付款指令要素应满足相关信息报送要求。

第十八条 机构自由贸易账户与境内（含区内）机构非自由贸易账户之间产生的资金划转（含同名账户）应以人民币进行，并视同跨境业务管理，金融机构应按展业三原则要求进行相应的真实性审核。

第十九条 金融机构在为区内机构自由贸易账户、境外机构自由贸易账户、区内个人自由贸易账户、区内境外个人自由贸易账户办理境内付款业务时，应当在汇款附言中分别注明“区内机构 FT 账户划出”、“境外机构 FT 账户划出”、“区内个人 FT 账户划出”和“区内境外个人 FT 账户划出”，收款的金融机构对业务进行审核后办理入账手续。

第二十条 同一非金融机构自由贸易账户与其开立的境内其他银行结算账户之间，可办理以下业务项下的人民币资金划转：

- (一) 经常项下业务。
- (二) 偿还自身名下且存续期超过 6 个月（不含）的上海市银行业金融机构发放的人民币贷款，偿还贷款资金必须直接划入开立在贷款银行的同名账户。
- (三) 新建投资、并购投资、增资等实业投资。
- (四) 中国人民银行上海总部规定的其他跨境交易。

开户金融机构应当对上述境内账户间的资金划转进行相应的业务真实性审核。

中国人民银行上海总部可对上述资金划转业务进行抽查，并可根据需要对上述资金划转的条件进行调整。

第二十一条 机构自由贸易账户可使用电子商业汇票。银行业金融机构应对自由贸易账户签发和转让的电子商业汇票进行相应的审核。

机构自由贸易账户纸质票据及其使用，另行规定。

第二十二条 金融机构应当通过中国人民银行的支付清算系统或同城综合支付系统办理自由贸易账户跨行人民币资金收付，并确保账号前缀标识全程体现。涉及外汇管理的，参照外汇管理有关规定办理。

第二十三条 对已实现可兑换的业务（含经常项目和直接投资相关业务），自由贸易账户内资金可自由兑换；对《意见》第三部分投融资创新业务，自由贸易账户内资金可根据实际业务需求进行兑换；涉及特定高风险业务的自由贸易账户内资金应按中国人民银行上海总部相关细则规定的条件进行兑换。

第二十四条 自由贸易账户中的资金余额暂不纳入现行外债管理。

第二十五条 自由贸易账户不得办理现金业务。

第二十六条 区内个人和区内境外个人通过自由贸易账户办理《意见》第三部分规定的投融资汇兑及相关业务所涉及的资金划转，按照中国人民银行上海总部制订的相关业务规定办理。

第二十七条 中国外汇交易中心、上海清算所等机构在获准向试验区内及境外提供各类跨境金融交易及清算结算服务后，应通过中国人民银行上海总部的系统报送相关信息。

第四章 监督管理

第二十八条 金融机构应按中国人民银行上海总部有关规定报送自由贸易账户信息；自由贸易账户发生的国际收支应按国际收支统计申报要求进行申报；自由贸易账户信息还应按中国人民银行上海总部要求报送到外汇管理信息系统。

第二十九条 金融机构办理试验区分账核算业务应认真执行反洗钱、反恐融资以及反逃税相关规定，切实履行必要的审核职责。

第三十条 中国人民银行上海总部负责对金融机构试验区分账核算业务进行非现场监测和现场检查。发生重大风险事件的，或出现严重违法违规行为的，可暂停或取消试验区分账核算业务，并对其上海地区市级机构及相关责任人依法追究责任。

第三十一条 中国人民银行上海总部可根据金融宏观审慎管理的需要，对金融机构开展的试验区分账核算业务范围进行调整。

第五章 附 则

第三十二条 试验区开展《意见》第三部分投融资汇兑便利业务由中国人民银行上海总部根据“成熟一项、推出一项”的原则会同相关部门另行制定。

试验区开展《意见》第三部分投融资汇兑便利业务中涉及到其它相关部门业务的，中国人民银行上海总部支持各有关部门分别制订相应的具体实施细则，充分利用自由贸易账户予以推进。

第三十三条 经中国人民银行、中国银行业监督管理委员会、中国证券监督管理委员会和中国保险监督管理委员会批准的上海市非银行金融机构办理试验区分账核算业务的，参照适用本细则。

第三十四条 本细则由中国人民银行上海总部负责解释。

第三十五条 本细则自颁布之日起施行。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。